

## 「京丹後市まちづくり基本条例」修正に係る説明（案）

### ＊前文

前文については、合併経過・地勢・ジオパーク構想・産業分類・未来へ向かうべき文章の記載等についての修正や加筆のほか、前文そのものを削除すべきと言った多くの意見を頂いたところである。

前文は、その法令等の制定趣旨、理念、目的などを強調して述べた文章であり、具体的な規範を定めるものでないものの各条文の解釈の基準となるため、個々の条項の解釈に困難を生じた場合でも、その解決の基本ラインとなることから前文そのものが必要であると認識に至ったが、次の文言について、修正又は削除をするものです。

★本文中「旧中郡」、「旧竹野郡」、「旧熊野郡」→削除

合併経過は本条例の制定趣旨を述べる中で大切であるが、郡部標記の必要は無く旧町名だけの記載でよい。

★本文中「丹後ちりめん」に代表される」→「丹後ちりめんをはじめとする」

意見にもあったが、代表になると機械金属や農業までの追記に及ぶ。また、「はじめ」とすることで、将来的にも他の産業名を記載する必要が無くなる。

### ＊第 13 条(青少年の権利)

「年齢にふさわしいとの記載が解りにくい。」「意味不明。」「具体的例を示して欲しい。」といった意見があったことから、解りやすくするため条文の修正を行うものです。

さらに、権利付与については、青少年だけでの現実には難しく大人側からの配慮を必要とするため、次の文言についての修正及び追記をするものです。

★本文中「年齢にふさわしい」→「年齢に応じたかかわり方」と修正し、第 2 項として「市及び市民団体は、青少年のまちづくり参加の機会づくりに努めなければならない。」と追記する。

### ＊第 15 条(市議会議員の責務)

政治倫理は、政治家の基本であるため次の文言についての修正するものです。

★本文中「市議会議員は、議員活動を」→「市議会議員は、政治倫理の確立に努めるとともに議員活動を」と変更する。

### ＊第 16 条(市長の責務)

市長も議員同様に政治倫理を守る必要があるため、次の文言について修正するもの

です。

★本文中「実現するため、法令を誠実に」→「実現するため、政治倫理を守り法令を誠実に」と変更する。

#### **\*第30条 (子どもの育成)**

他の条文に比べ余りにも漠然としており、お年寄りや障害者等についての関連も踏まえ記載の必要性を検討した結果、次代を担う子ども達の健全育成に学校や家庭のほか、地域の支えに必要な文言を追記し、京丹後市の特色として活かすべきとの結論に至ったため、次の文言について修正するものです。

★本文中「市及び市民は、子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を有する。」→「市及び市民は、子どもを学校や家庭のほか地域が支え、安心して子育てができる環境をつくる責務を有する。」と修正する。